【規程番号　行法Ⅸ－001】

行吉学園個人研究費規程

第１条　行吉学園専任教員の個人研究費の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第２条　個人研究費は、次の号に掲げる目的に使用するものとする。

（1）研究に必要な図書、雑誌、資料等の購入費用

（2）研究に必要な機器備品、消耗品等の購入費用

（3）所属学会年会費及び学会参加費等の費用

但し、所属学会年会費は５学会を限度とする

（4）その他、研究活動に必要な費用

第３条　個人研究費の年間支給限度額は次のとおりとする。

（1）教授・准教授・助教・講師　　200,000 円

（2）研究助手　　100,000 円

（3）認定助手　　70,000 円

２　文部科学省及び日本学術振興会が取扱う科学研究費補助金並びに財団法人等の民間助成団体が公募する研究助成金（以下「科研費等」という。）の交付を受けた専任教員に対しては、年間 200,000 円を限度として当該教員に直接交付される科研費等の 10%相当額を支給することができる。

支給を受けた者は、当該研究に係る実績報告書を所属長に提出しなければならない。

３　前項の規定は、助手に適用し、第２条及び第４条から第８条の規定を適用する。

第４条　個人研究費の支給については、所定の支出申請書により所属長の承認を得たのち、担当課において行う。

第５条　個人研究費により購入した図書、機器備品等は本学園に帰属する。

但し、専任教員として在職中は、各自がこれを管理し専用することができる。

第６条　個人研究費に私費を加算して図書、機器備品等を購入することはできない。

第７条　個人研究費は、他から流用を受け若しくは他へ流用してはならない。

第８条　個人研究費の年度末における支給限度残額は、翌年度に繰り越すことはできない。ただし、第３条第２項の増額支給される個人研究費は、当該年度末の残高千円未満を切り捨ての上、助成期間を限度として繰り越すことができる。

第９条　中途採用者、休職者、育児休業、産前産後休暇及び介護休業の取得者、海外留学規程及び国内留学規程が適用される者等の個人研究費はその期間に応じて減ずるものとする。ただし、第３条第２項で支給される個人研究費については減じないものとする。

第10条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 10 年４月１日より施行する。

附　則

神戸女子大学研究費規程、神戸女子短期大学研究費規程及び神戸女子大学瀬戸短期大学研究費規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

【規程番号　行法Ⅸ－002】

行吉学園研究旅費規程

第１条　行吉学園専任教員の研究旅費の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第２条　研究旅費の年間支給限度額は次のとおりとする。

（1）教授・准教授・助教・講師　　150,000 円

（2）研究助手　　75,000 円

（3）認定助手　　50,000 円

第３条　研究旅費は国内に限るものとし、次の各号に該当する交通費、宿泊費及び日当とする。

（1）研究のための各種学会への参加

（2）研究成果の報告

（3）研究のための資料収集及び学術調査

（4）研究のための情報交換

第４条　研究旅費の計算方法は行吉学園出張旅費規程による。

第５条　研究旅費の支給は、所定の用紙に記入し所属長の承認を得たのち、担当課にて行う。

第６条　研究旅費は、他から流用を受け若しくは他へ流用してはならない。

第７条　研究旅費の年度末における支給限度残高は、翌年度に繰り越すことはできない。

第８条　中途採用者、休職者、育児休業、産前産後休暇及び介護休暇の取得者、海外留学規程及び国内留学規程が適用される者等の研究旅費はその期間に応じて減ずるものとする。

第９条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

神戸女子大学研究旅費規程、神戸女子短期大学研究旅費規程及び神戸女子大学瀬戸短期大学研究旅費規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

【規程番号　行法Ⅸ－003】

行吉学園出版助成費規程

（目　的）

第１条　この規程は、行吉学園（以下「学園」という。）の専任教員の学術研究成果の刊行に交付する助成費（以下「出版助成費」という。）に関し必要な事項を定め、もって学園の学術振興に資するとともに教育の充実に寄与することを目的とする。

（交付額）

第２条　出版助成費は出版総経費の２分の１又は、自己負担額の何れか少ない額を１点 100 万円を最高に年間３件以内とする。

（交付対象外）

第３条　助成対象外となるのは次の通りである

(1) 大学、研究所等がその事業として刊行すべきもの

(2) 出版社の企画によって刊行されるもの

(3) 既に学術誌に発表された論文を単に集めたもの

(4) 交付決定までに刊行されたもの

(5) 解説書、教科書、入門書、雑誌、統計資料集、定期刊行物及びこれらに類するもの

(6) 著者の営利を目的とするもの

(7) 文部省科研費、私学福祉会等の団体に助成を申請しているもの

(8) 学園の専任教員以外の共著者を有する等、出版助成費の対象者や配分が不明確なもの

（交付申請）

第４条　出版助成費交付の申請をしようとする者は、別紙様式第１に定める出版助成費交付申請書に出版経費見積書及び出版社との契約書を添え、出版しようとする前年度の指定期日までに、学部長又は短期大学部長を通じて学長に提出するものとする。

学長が必要と認めた場合は、出版助成費交付の申請をしようとする者に原稿を提出させることがある。

（交付対象経費の範囲）

第５条　出版助成の対象となる経費は、直接出版費（製版代、組版代、印刷代、用紙代及び製本代）とし、附帯経費（通信費、会合費、広告費、販売手数料及び校正料等）は対象としない。

（刊行時期）

第６条　出版助成費の交付を受けた者は、その年度内に出版物を刊行しなければならない。

２　出版物の刊行に際しては、出版物に本規程の助成によることを明記しなければならない。

（出版計画の変更）

第７条　出版助成費の交付を受けた者が、疾病その他やむを得ない事由により計画を変更したい場合は、学部長又は短期大学部長を通じて学長に願い出て許可を受けなければならない。

（出版報告書の提出）

第８条　出版助成費の交付を受けた者は、刊行後１か月以内に別紙様式第２に定める出版報告書に出版物を添え、学部長又は短期大学部長を通じて学長に提出しなければならない。

（実施規程）

第９条　この規程の変更は理事長が理事会の議を経て行い、施行に必要な事項は学長が定める。

附　則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第１

年度出版助成費交付申請書

年　　月　　日

学　長　　殿

所属

職名

氏名　　印

下記のとおり研究成果を刊行したいので、出版助成費を交付して下さるよう申請します。

研究成果を刊行したい理由				
解　　題				
書　　名				
出　版　社　名				
出版予定年月日				
出　版　経　費				
直接出版費	製版代	円、	組版代	円、
	印刷代	円、	用紙代	円、
	製本代	円、		
附　帯　経　費	通信費	円、	会合費	円、
	広告費	円、	販売手数料	円、
	校正料	円、		

別紙様式第２

年度出版報告書

年　　月　　日

学　長　　殿

所属
職名
氏名　　印

下記のとおり研究成果を刊行したので、出版報告書を提出します。

研究成果刊行の概要	
書　　名	
出　版　社　名	
出版予定年月日	
出　版　経　費	合　計　　円
直接出版費	製版代　　円、組版代　　円、 印刷代　　円、用紙代　　円、 製本代　　円、
附　帯　経　費	通信費　　円、会合費　　円、 広告費　　円、販売手数料　　円、 校正料　　円、

【規程番号　行法Ⅸ－004】

行吉学園教育・研究助成費規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）の専任教員の教育研究活動を助成し教育・研究の振興を図ることを目的とする。

（対象）

第２条　教育・研究助成費の交付を受けるものは、学園における専任の教授、准教授、助教、講師、認定助手とする。

（要件）

第３条　教育・研究助成費の要件は、次に該当するものとする。

(1) １件 50 万円を超える施設設備費及び備品等の購入に係る費用

私立大学研究設備等整備費及び私立大学院教育研究装置の補助金申請に伴う学園負担費用を含む。

(2) 学部、学科を越える共同研究に係る費用

(3) 特定の研究テーマによる個人研究助成に係る費用

(4) 出版助成に係る費用

別に定める行吉学園出版助成費規程による。

(5) 海外の国際会議又は学会で研究発表するための出張に係る費用

別に定める行吉学園海外出張規程による。

(6) 機器備品等の保守管理及び修繕に係る費用

１件10万円を超える費用

(7) 建学の精神を具現化するため、大学全体・短大全体・学部・学科において教育内容・教育方法を改善する取り組みに係る費用

(8) ＧＰ等共同研究費等、外部資金獲得のための調査・準備に係る費用

(9) 国際的なシンポジウム、セミナー、研究会等の主催に係る原則 1 件 50 万円以内の費用

（申請）

第４条　教育・研究助成費の交付を受けようとする者は、前年度の指定期日までに所定の様式に従い申請するものとする。

２　学長は提出された申請書を、別に定める行吉学園教育・研究助成費に関する内規に基づき審査し、理事長に申請する。

３　理事長は申請に基づき予算額を決定し、学長を通じて申請者に通知する。

（図書・備品）

第５条　教育・研究助成費により購入した図書及び機器備品等は、すべて学園に帰属し、学園の管理下に置くものとする。

但し、学園の専任教員として在職中は、各自がこれを専用することができる。

２　教育・研究助成費に私費を加算して図書及び機器備品等を購入することはできない。

3　教員が退職するときは、教育・研究助成費により購入した図書及び備品等を学園に返却しなければならない。

（予算の繰越）

第６条　教育・研究助成費の年度末における予算残高は、翌年度に繰り越すことはできない。

（報告）

第７条　第３条（1）、（2）、（3）及び（7）の教育・研究助成費の交付を受けた者は、その成果を所定の様式に従い当該年度末までに学長に報告し、１年以内に公表しなければならない。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、予め学長の意見を聴き、理事長が常任理事会の議を経て行うものとする。

附　則

1　この規程は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

2　神戸女子大学研究助成費規程（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　行法Ⅸ－005】

行吉学園教育・研究助成費に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、行吉学園教育・研究助成費規程に規定された教育・研究助成費の申請手続きについての事項を定めるものとする。

（審査委員会の設置）

第２条　教育・研究助成費の申請内容を厳正に審査するため、教育・研究助成費審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員会は常設する予算委員会が包括し、構成員は以下のとおりとする。

学長、副学長、学部長、学術研究推進部長、全学共通教育部長、短期大学部長。

（申請手続き期日）

第３条　教育・研究助成費の申請手続きの期日は、以下のとおりとする。なお、申請のない者への交付は認めない。

(1) 教育・研究助成費の交付を受けようとする者は、（以下「申請者」という。）定められた申請書を、所属学部長・全学共通教育部長、又は、短期大学部長を経由して前年度の９月末までに学長に申請書を提出。

(2) 審査委員会は、前年度の 10 月末までに、採択の決定（優先順位を含む）のための調整案を学部・学科に示し、所属学部長・全学共通教育部長、又は、短期大学部長は、11 月末までに調整結果を学長に再提出。

(3) 審査委員会は、それに基づき１月中旬までに、採択の決定（優先順位を含む）を行い、学長は、その審査結果を理事長に申請する。

(4) 理事長が承認した審査結果は、１月末までに学長を通じ学術研究推進部長が申請者に審査結果を報告する。

（教育・研究助成費の申請選定基準）

第４条　審査委員会における教育・研究助成費の申請審査は、主に以下の選定基準により決定する。

(1) ＧＰ等共同研究費（ＧＰに関する費用を含む、教育に係わる費用）に係わる予算は、研究に係わる予算の外枠とする。

(2) 建学の精神を具現化するための、また、本学の特色を生かした内容であると共に、時代に即した内容であること。

(3) 大学全体・短大全体・学部・学科で取り組む、全学的な波及効果がある教育改善経費を対象として審査する。

(4) 個人研究の目標が類似する場合は、共同研究の申請にならないかを検討した上で選定する。また、特定分野に偏りのないよう分野別の査定金額も考慮した上で審査する。

(5) 研究に関わる申請は、補助金等の採用見込みの高い申請を優先して審査する。

(6) 継続申請等、補助金等の採用見込みの高い申請を優先して審査する。

(7) 各申請が同評価の場合は、①定員充足率の高い学科を優先、②補助金獲得実績の高い申請者を優先、③若手申請者を優先、として審査する。

（留意事項）

第５条　申請にあたっては、以下の事項についても留意すること。

(1) 補助金継続分として申請する場合は、採択された補助金名を記入した申請内容を事前に総務課（大学庶務担当）に提出すること。

(2) ＧＰ等共同研究費は外部資金獲得のための調査・準備に係る費用を含み、これに係る教育・研究助成費の申請手続きをせず外部資金を申請することは認めない。

(3) 機器・備品の必要性の有無を明記して申請すること。

(4) 神戸女子大学・神戸女子短期大学共同研究取扱規程、神戸女子大学・神戸女子短期大学研究倫理規程及び神戸女子大学・神戸女子短期大学組換えＤＮＡ実験規程の対象になるものは、それぞれの規程で定める委員会の審査を経なければならない。

（改廃）

第６条　この内規の改廃は、予め学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

第１条　この内規は、平成 18 年 10 月 11 日より施行する。

第２条　この内規の施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの申請手続き期日は、内規第３条に拘わらず、次のとおりとする。

(1) 研究助成費の申請者は、定められた申請書を、所属学部長、機構長又は、学科長（短大）を経由して前年度の 11 月末までに学長に申請書を提出。

(2) 審査委員会は、1 月中旬までに、採択の決定（優先順位を含む）を行い、学術研究推進部長に報告。

(3) 学術研究推進部長は、1 月末までに申請者に審査結果を報告。

附　則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この内規は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。